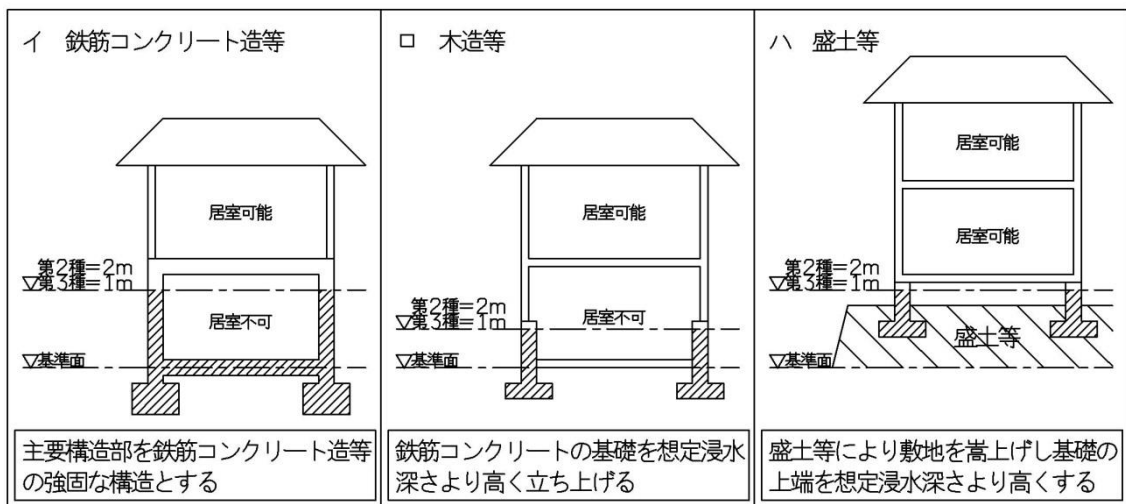


建築制限の例外となる構造方法などについて

平成24年10月5日付け施行された「東日本大震災に伴う山田町災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例」により、災害危険区域に指定された場所では建築物の建築が制限を受けることとなりました。また、告示により災害危険区域の指定をすると共に、建築制限の例外となる建築物の構造方法などについて基準を定めました。

災害危険区域第1種から第3種のうち、第2種及び第3種においては次のイからハのいずれかに該当する構造方法とすることで住居の用に供する建築物の建築が可能となります。



※基準面：敷地が接する道路の中心線のうち最も低い位置

※想定浸水高さ：第2種＝基準面より2m、第3種＝基準面より1m

■お問い合わせ先

山田町建設課建築住宅係 TEL：0193-82-3111（内線249）